

広川町高齢者福祉 ガイドブック

令和 8 年度版



広川町役場
福祉課 高齢者支援係

【 もくじ 】

相談窓口

どこに相談してよいか分からない	福祉課 高齢者支援係	1
	地域包括支援センター	1
	広川町社会福祉協議会	1
	成年後見センター	1

在宅生活を支えるサービスなど

災害があったときに不安	避難行動要支援	2
食事の準備に困ってきた	配食サービス	3
家事が難しくなってきた	生活管理指導員派遣 (ヘルパー)	3
ひとりのときに何かあったら心配	あんしんコール (緊急通報装置の貸与)	4
	迷惑電話防止機器の貸与	4
常時紙おむつ等が必要	家族介護用品の給付	5
自宅に手すり等を取り付けたい	住みよか事業 (住宅改造助成)	5
緊急時の備え	救急医療情報キットの配布	6
お金の管理が難しい	成年後見制度利用支援	6
	日常生活自立支援事業	7
車いすを貸してほしい	車いす貸出事業	7
介護者のつどいの場所を知りたい	家族介護者交流	7

認知症に関すること

認知症に関する相談をしたい	認知症地域支援推進員	8
	認知症初期集中支援チーム	8
行方不明になる心配がある	高齢者等徘徊SOSネットワーク	9
認知症の人との関わり方を知りたい	なのはなカフェ、みんなの縁側Cafe	10
	認知症サポーター養成講座	10

健康づくり・介護予防

みんなで集う場所を知りたい
定期的に運動したい

貯筋体操教室	11
水曜にここ教室	11
笑顔キラキラ教室	12
介護予防教室への外出支援	12
いきいき元気教室	13
地域いきいきサロン	13
地域通いの場 (公民館等での介護予防教室)	14
地域への講師派遣	14

地域で活躍したい

介護予防サポーター養成講座	15
食生活の改善	15

その他高齢者福祉サービス

外出したいが交通手段がない

ふれあいタクシー	16
地域の助け合い活動車両の貸出	16

地域で見守るサービス

見守りネットふくおか	17
------------	----

運転免許証を返納した後のサービス

運転免許証自主返納支援	17
-------------	----

介護保険に関すること

介護サービスを利用したい

介護保険等申請手続き	18
在宅サービス	19~23

施設に関すること

施設を利用したい

介護保険入所施設	24
その他入居施設	25~26

医療施設一覧

病院・医院、訪問看護、歯科医院、薬局	27~28
--------------------	-------

◎相談窓口◎

～必要に応じて、各相談窓口との連携や適切な専門機関に

つなぎ、高齢者とそのご家族をサポートします～

福祉課 高齢者支援係

内容

介護保険申請に関することや介護保険料、介護保険サービスなどを相談する介護保険全般の窓口です。気軽にご相談ください。

住み慣れた地域や自宅で暮らしていくための相談も受け付けております。

また、健康寿命を延ばすため介護予防にも力を入れています。

問い合わせ先

福祉課 高齢者支援係

(☎ 0943 - 32 - 1113)

地域包括支援センター

内容

高齢者の生活全般に関する相談（介護や健康のこと、虐待、お金に関する問題（成年後見制度）など）を受け付けている総合相談窓口です。

介護に関する知識を持った専門の職員が対応します。

問い合わせ先

広川町地域包括支援センター
（広川町役場福祉課内）

(☎ 0943 - 32 - 1952)

広川町社会福祉協議会

内容

地域の高齢者やその家族等からの相談に応じて、必要な福祉サービスの情報提供や関係機関へのつなぎを行います。

また、ひとり暮らしや高齢者世帯等の家庭訪問などを行っています。

問い合わせ先

広川町社会福祉協議会

(☎ 0943 - 32 - 3768)

成年後見センター

内容

認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分であり、自分一人では契約や財産管理が難しい人などが地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、相談や利用のお手伝いをします。

問い合わせ先

広川町成年後見センター
（広川町保健・福祉センター「はなやぎの里」2階）

(☎ 0943 - 24 - 8988)

◎在宅生活を支えるサービスなど◎

避難行動要支援

内容

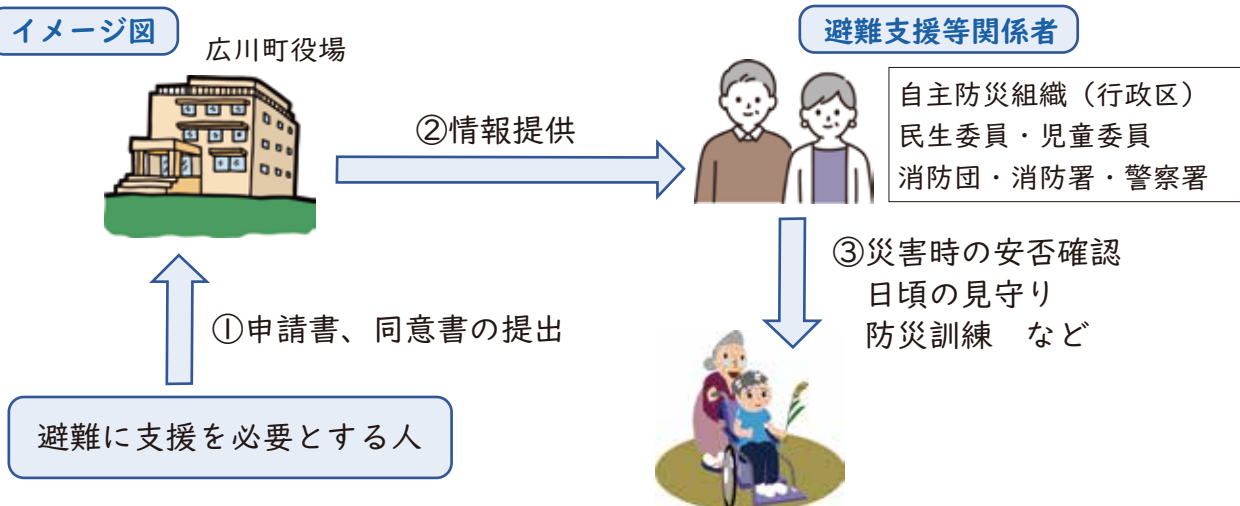
災害時に自力で避難することが困難な「災害時要援護者」対象者のうち、個人情報提供に同意された方の情報を町が、地域の避難支援組織(自主防災組織や消防団など)に提供することで、実際に災害が起きた時に地域の中で、安否確認や避難所への誘導や支援が受けられるようにするための制度です。

対象者

次のいずれかに該当する人のうち、地域に情報を共有することに同意した人

- ①介護保険認定の要介護3以上の人
- ②身体障害者手帳1級または2級に該当する人
- ③療育手帳Aを所有する人
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ⑤特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者
- ⑥上記に準じる状態にある人

イメージ図



◎特別自主避難所◎（令和2年度創設）

災害時要援護者支援登録者のうち要介護認定3以上の広川町に居住する人は、町が委託する特別自主避難所の介護専門職員等が福祉車両で移送します。

※利用する場合、一部自己負担があります。

問い合わせ先

福祉課 高齢者支援係（☎ 0943 - 32 - 1113）

配食サービス

内容

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の人で、食事の確保が困難な方を対象に安否確認を目的として、町が委託した配食業者が自宅にお弁当を手渡して配達します。

対象者

安否確認を目的としており、食事の確保を自力ですることが困難で、かつ家族等から食事の提供を受けることが難しい人で、次のいずれかに該当する人。

- ① 65 歳以上のひとり暮らし または 高齢者のみの世帯の人
 - ② 65 歳以上で、同居の家族がいても常時不在のため、安否確認が必要な人
 - ③ 身体障害者手帳 または 療育手帳および精神障害者保健福祉手帳を持っている人
- ※支給の決定や配達日などは聞き取りにより決定します。

配達日

月曜から日曜の昼食 または 夕食（どちらか 1 食を選択）

利用料

1 食あたり 350 円（おかずのみ 300 円）

問い合わせ先

福祉課 高齢者支援係（☎ 0943 - 32 - 1113）

生活管理指導員派遣（ヘルパー）

内容

自立した日常生活を営むのに支障がある高齢者等に対し、定期的にヘルパーが訪問し、日常生活に関する支援や指導を行い、自立した日常生活が送れるよう支援します。

対象者

おおむね 60 歳以上の要介護（要支援）認定を受けていない人で、次のいずれかに該当する人

※聞き取り調査により決定します。

- ① 基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な人
- ② 病気や負傷のため、一時的に日常生活の支援を要する人

サービス内容

ヘルパーが自宅を訪問し、次のうち状況に応じて必要なことを行います。

- ① 生活援助に関すること・・・調理、洗濯、掃除、買い物など
- ② 指導及び相談に関すること・・・基本的な生活習慣の習得、生活相談など

利用料

1 時間 350 円

※利用できるのは、原則週 1 回 1 時間未満。（月曜から金曜までの平日）

問い合わせ先

福祉課 高齢者支援係（☎ 0943 - 32 - 1113）

あんしんコール（緊急通報装置の貸与）

内容

ひとり暮らしの高齢者や障がい者等の急病や事故、災害等の緊急事態に対処するため、コールセンターに直通する緊急通報装置を貸し出します。緊急時には関係機関へ連絡します。また、日常生活での相談や定期的な安否確認も行います。

対象者

緊急時における連絡手段の確保が困難と認められる人で、次のいずれかの要件を満たす人

- ① おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者で、要介護（要支援）の認定を受けている人
- ② ひとり暮らしで重度の障がいを持つ人
- ③ その他町長が必要と認めた人

利用料

1 ヶ月あたり 500 円



問い合わせ先

福祉課 高齢者支援係（☎ 0943 - 32 - 1113）

迷惑電話防止機器の貸与

内容

迷惑電話・電話詐欺を防止することを目的として、迷惑電話防止機器の貸し出しを行っています。この機器をご家庭の固定電話機に接続することで、警告メッセージを流すことが出来ます。

ただし、黒電話等を使用されている場合や、電話回線の状況により設置が出来ない場合があります。

対象者

- ① 高齢者のみ（65 歳以上）の世帯の人
- ② 日中に高齢者のみ（65 歳以上）となる世帯の人

利用料

無料

※機器の電源が必要ですので、別途電気料がかかります。



問い合わせ先

自治防災課 安全安心係（☎ 0943 - 32 - 1807）

家族介護用品の給付

内容

要介護認定を受けた高齢者を自宅で介護する家族に対して、介護に必要な介護用品（紙おむつ等）を購入できる給付券を支給します。家族介護者の心理的・経済的負担を軽減するとともに、在宅生活の継続及び向上を図ります。

対象者

尿失禁の可能性がある方で、介護認定が要介護2以上で住民税非課税の高齢者を自宅で介護している家族
（※要介護認定者と介護者は必ず同一世帯である必要があります。）

給付券上限額

住民税非課税世帯に属する人・・・月額 6,000 円
住民税課税世帯に属する人・・・月額 3,000 円

購入場所

- ・ドラッグストア モリ（広川店）
- ・コスモス薬品（広川店）（広川中学校前店）
- ・ひろかわ薬局

利用できる介護用品

紙おむつ、尿取りパット、消臭袋、使い捨て手袋、ドライシャンプー、使い捨て清拭タオル、清拭剤、消臭剤、口腔スポンジ（ガーゼ）

問い合わせ先

福祉課 高齢者支援係（☎ 0943 - 32 - 1113）

住みよか事業（住宅改造助成）

※ 65 歳以上の人は介護保険の認定が必要です。

内容

要介護（支援）認定を受けている在宅の高齢者や障がい者がいる世帯に対し、住宅を改造するための資金を助成し、本人や家族の負担を軽減し在宅生活を支援する事です。介護保険の住宅改修を優先し、30 万円を限度とします。（当該住宅につき1回限り）

例）手すりやスロープの設置、段差の解消、廊下の拡幅、洋式便器への取替えなど

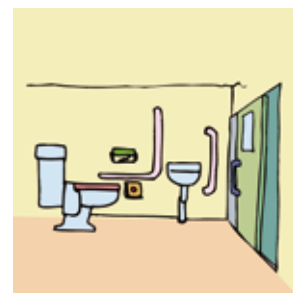
対象者

世帯の生計中心者の住民税及び前年所得税が非課税の世帯で、町税等の滞納が無い人かつ住宅改造アドバイザー等が改造を必要と認め、次のいずれかに該当する人

- ①介護の要介護 または 要支援認定を受けている人で、介護保険サービスの住宅改修を支給限度額（20 万円）まで受給した人
- ②身体障害者手帳1級 または 2 級に該当する人
- ③知的障がい者（療育手帳 A に該当する人）
- ④重複障がい者（身体障害者手帳3級に該当する人）

問い合わせ先

福祉課 高齢者支援係・福祉係（☎ 0943 - 32 - 1113）



救急医療情報キットの配布

内容

ひとり暮らしの高齢者や障がい者などへ、緊急時に備え、かかりつけ医や服用薬等の医療情報や緊急連絡先などの情報を入れる専用容器を配布します。

救急キットは、家庭の冷蔵庫のドアポケットに入れ、いざという時に救急隊が情報を活用し、次の治療へと迅速につなげることができます。

対象者

- ① 65歳以上のひとり暮らし または 高齢者のみの世帯の人
- ② 身体障害者手帳 または 療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を持っている人
- ③ その他町長が必要と認めた人

利用料

無料

問い合わせ先

福祉課 高齢者支援係（☎ 0943 - 32 - 1113）



成年後見制度利用支援

内容

成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものに対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を行います。

対象者

成年後見制度を利用することが有用であると認められる認知症高齢者、知的障がい者、及び精神障がい者等で、成年後見制度の利用に要する経費について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人

問い合わせ先

福祉課 高齢者支援係・福祉係（☎ 0943 - 32 - 1113）

日常生活自立支援事業

内容

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安がある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるようお手伝いをします。

対象者

認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分なため、ひとりで契約などの判断をすることが不安な人や、お金の管理に困っている人など

利用料

内容によって負担金が異なります

問い合わせ先

広川町社会福祉協議会（☎ 0943 - 32 - 3768）

車いす貸出事業

内容

通院や外出など、一時的に車いすを必要とする人に対し、車いすの無料貸出を行っています。貸出期間は、原則1ヶ月以内です。

問い合わせ先

広川町社会福祉協議会（☎ 0943 - 32 - 3768）



家族介護者の交流事業

内容

介護を一人で抱え込まず、より良い介護につなげるための事業です。家族の介護をされている当事者同士がつどい、共感し語り合うことで、身体的・心理的負担の軽減を図ります。

対象者

在宅で介護をしている家族など

開催日

「広川町社協だより」によりお知らせ

問い合わせ先

広川町社会福祉協議会（☎ 0943 - 32 - 3768）



◎認知症に関すること◎

認知症地域支援推進員

内容

認知症の人を地域で支え、地域で見守る意識を高めるため、正しい知識の普及啓発活動や医療や介護などの関係機関との連携を図ります。認知症の人とその家族を支援する体制づくりや相談・支援などを行います。

問い合わせ先

広川町社会福祉協議会（☎ 0943 - 32 - 3768）



認知症初期集中支援チーム

内容

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように創設された、専門医と医療・介護・福祉の専門職からなるチームです。家族や周囲の人の相談を受けて家庭を訪問し、早期に専門医療機関の受診・治療につなげ、適切な医療やケアが受けられるよう集中的（おおむね6ヶ月）に支援します。

対象者

40歳以上で在宅で生活をされている認知症の人や認知症の疑いのある人で

- ①認知症の診断を受けていない または 治療を中断している人
- ②医療サービスや介護サービスを利用していない人
- ③何らかのサービスを受けているが、認知症による症状が強く、どのように対応してよいか困っている人

問い合わせ先

広川町社会福祉協議会（☎ 0943 - 32 - 3768）



認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク

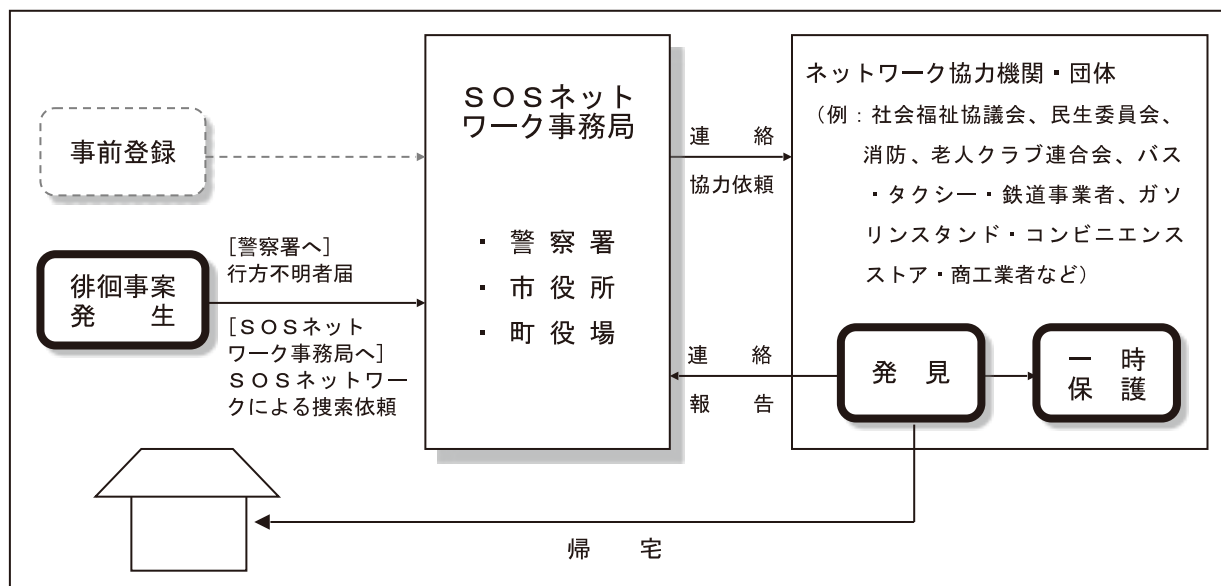
内容

認知症などにより、記憶力・判断能力が低下し、徘徊して道に迷ったり、家がどこかわからなくなることがあります。そのような場合、事故などの危険が伴うこともあり、ご家族にとってはとても心配です。

「SOSネットワーク」は、高齢者等が実際に行方不明になったとき、八女警察署へ行方不明者届を提出し、SOSネットワーク申請書を福祉課に提出します。その後、福岡県南部の市町（9市3町）やネットワーク構成団体（警察、消防、社会福祉協議会、交通機関、郵便局など）に情報を提供し、一刻も早い発見・保護につなげます。

※事前に徘徊の恐れがある人の登録も受け付けています。

事業の全体イメージ



問い合わせ先

福祉課 高齢者支援係 (☎ 0943 - 32 - 1113)



認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民など誰もが自由に参加・交流できる「集いの場」です。認知症や介護等に関する情報交換、相談も行っています。

なのはなカフェ

内容

脳トレ、ミニ講話、カフェタイム

実施場所

広川町保健・福祉センター「はなやぎの里」
1階 休憩室

開催日

毎月最終月曜日
※「広川町社協だより」によりお知らせ

参加料

無料

みんなの縁側Cafe

内容

絵本コンシェルジュによる読み聞かせ
体操・脳トレ、ミニ講話、カフェタイム

実施場所

広川町役場 4階 展望スペース

開催日

奇数月第1木曜日
※「広川町社協だより」によりお知らせ

参加料

無料

問い合わせ先

広川町社会福祉協議会（☎ 0943 - 32 - 3768）

認知症サポーター養成講座

内容

認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、理解啓発の推進のため、認知症の正しい知識や関わり方について学ぶ講座を開催しています。

対象者

地域住民、地域の企業・団体、学校等（5人以上のグループ）
※開催日程・会場を決め、開催予定日の45日前までにお申し込みください。

受講料

無料

問い合わせ先

広川町社会福祉協議会（☎ 0943 - 32 - 3768）

キャラバンメイト
募集中！！



◎健康づくり・介護予防◎

～飲み物とタオルをご持参のうえ、動きやすい服装と靴でご参加ください～

貯筋体操教室

内容

健康運動指導士の指導のもと、ストレッチ体操や転びにくいからだづくりのための運動の習慣化を目的とした教室です。

会場までの交通手段がない人は、外出支援サービスを利用し参加することができます。

対象者

おおむね 65 歳以上の人

実施場所

広川町保健・福祉センター「はなやぎの里」3階多目的ホール

開催日時

毎週木曜日 14:00 ～ 15:00

参加料

無料（※予約不要）

問い合わせ先

福祉課 高齢者支援係（☎ 0943 - 32 - 1113）



水曜にこにこ教室

内容

介護予防サポーター※がストレッチや貯筋トレーニング、彌栄苑スタッフが頭の体操（脳活性化プログラム、笑いヨガ）を行います。気軽に参加できる介護予防教室です。

会場までの交通手段がない人は、外出支援サービスを利用し参加することができます。

※介護予防サポーター：養成講座を受講した住民ボランティア

対象者

おおむね 65 歳以上の人

実施場所

広川町町民交流センター「いこっと」 ※変更の場合あり

開催日時

毎月第2水曜日 10:00 ～ 11:00

第4水曜日 10:00 ～ 11:00

参加料

無料（※予約不要）

問い合わせ先

福祉課 高齢者支援係（☎ 0943 - 32 - 1113）



笑顔キラキラ教室

内容

介護予防サポーター（※）が中心となり、ストレッチや貯筋トレーニング、頭の体操を行う介護予防教室です。外出の回数が減った人や筋力をつけたい人、みんなで集まりたい人など、どなたでも気軽に参加できます。

会場までの交通手段がない人は、外出支援サービスを利用し参加することができます。
※介護予防サポーター：養成講座を受講した住民ボランティア

対象者

おおむね 65 歳以上の人

実施場所

広川町町民交流センター「いこっと」 ※変更の場合あり

開催日時

毎週火曜日 13:30 ～ 15:00

参加料

無料（※予約不要）



問い合わせ先

福祉課 高齢者支援係（☎ 0943 - 32 - 1113）

介護予防教室への外出支援

内容

交通手段がない人が、介護予防教室（貯筋体操教室、水曜にこにこ教室、笑顔キラキラ教室）に参加できるよう、ふれあいタクシーによる外出支援を行います。

対象者

貯筋体操教室、水曜にこにこ教室、笑顔キラキラ教室の参加者で、自力で会場へ行くことが困難な人

利用料

1 乗車あたり 100 円（※要申請）

問い合わせ先

福祉課 高齢者支援係（☎ 0943 - 32 - 1113）

いきいき元気教室

内容

運動や脳トレ、レクリエーションなどを楽しみながら行う介護予防教室です。参加者同士のふれ合いを通じて、高齢者が家に閉じこまることを防ぎ、自立した生活の継続を目的としています。

対象者

要介護（要支援）認定を受けていない 65 歳以上の人
※事前聞き取り調査により利用を決定します。

実施場所

広川町保健・福祉センター「はなやぎの里」

開催日時

9:00 ～ 15:30（前後で送迎があります）
※利用できるのは週 1 回～2 回です。（月～金 / 祝日・年末年始除く）

活動内容

- ①健康チェック、筋力低下予防体操、脳トレ、レクリエーションなど
- ②昼食やおやつの提供、希望者は入浴
- ③送迎サービス（自宅付近の集合場所への送迎）

参加料

1 回あたり 1,000 円（※要申請）

問い合わせ先

福祉課 高齢者支援係（☎ 0943 - 32 - 1113）



地域いきいきサロン

内容

地域住民が中心となり、活動内容を企画し取り組まれる、地域の「寄り合い活動」です。活動内容は地域によって様々で、行政区の公民館で実施されています。

生きがいつくり・仲間づくりの輪を広げるとともに、地域の介護予防の拠点となることを目指しています。

対象者

各行政区民

参加料

各行政区により異なります

実施場所（公民館26か所）

梯、鬼ノ瀨、馬場、内田、草場、一応、吉常、長延、太原高間、清楽茶屋、清楽、久泉、増永、扇島、太田、吉里川瀬、長徳、古賀、川瀬北、緑ヶ丘、北新代、牟礼当条、一條

※令和 8 年 7 月現在

問い合わせ先

広川町社会福祉協議会（☎ 0943 - 32 - 3768）

地域通いの場（公民館等での介護予防運動）

内容

いつまでも住み慣れた地域で暮らしていくために、健康寿命の延伸・高齢者の介護予防を目的として、身近な地域の公民館等で介護予防サポーター※による介護予防運動を実施しています。

※介護予防サポーター：養成講座を受講した住民ボランティア

対象者

各行政区民

参加料

無料

実施場所（公民館5か所）

長延、久泉、当条、一條、藤田

※令和8年7月現在



問い合わせ先

福祉課 高齢者支援係（☎ 0943 - 32 - 1113）

地域への講師派遣

内容

広川町に登録したリハビリ等の専門職がサロンや老人クラブ、サークル等で運動や日常生活動作についての指導、相談や助言などを行います。

対象者

65歳以上で5人以上の団体

参加料

無料

登録講師

理学療法士、看護師、管理栄養士、
歯科衛生士、介護福祉士、
健康運動指導士、言語聴覚士、
音楽療法カウンセラー

※令和8年7月現在

問い合わせ先

福祉課 高齢者支援係（☎ 0943 - 32 - 1113）

介護予防サポーター養成講座

内容

介護予防の知識や技術を習得し、介護予防教室や地域の公民館などに出向き、参加者と共に筋力の向上や維持のための健康体操や脳活性化トレーニング、レクリエーションを行います。

対象者

介護予防サポーターとして活動することができる人

受講料

無料

問い合わせ先

福祉課 高齢者支援係（☎ 0943 - 32 - 1113）

食生活の改善

内容

高齢者の介護予防および自立生活の助長を図ることを目的として、高齢者を対象に調理等の助言や指導を行い、みんなで楽しく食事をします。

長生き料理教室

対象

地域におけるサロン活動やシニアクラブ活動等

実施場所

依頼のあった行政区（随時受付）

参加料

各行政区により異なります

男の料理教室

対象者

おおむね 60 歳以上の男性

実施場所

広川町保健・福祉センター 「はなやぎの里」

参加料

1 回あたり 300 円

問い合わせ先

広川町社会福祉協議会（☎ 0943 - 32 - 3768）



◎その他高齢者福祉サービス◎

ふれあいタクシー



内容

町内どこでも乗り降りできる予約型乗合いタクシーです。
※介助スタッフはいません。(付添いの人も事前登録、利用料が必要です。)

対象者

事前に登録している人

運行日

月曜日～金曜日 8:00 ～ 16:00 ※30分前までに必ず予約が必要です
(運休日 土・日・祝日 / 年末年始 12/29 ～ 1/3)

利用料(運賃)

町内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・片道 200 円
町外(ハ女リハビリ病院・献上の湯)・・・・・・・・・・・・・片道 200 円
町外(公立ハ女総合病院・堀川バスハ女営業所)・・・・・・・・・・・・・片道 400 円

問い合わせ先

広川ふれあいタクシー予約センター (☎ 0943 - 32 - 5489)

地域の助け合い活動車両の貸出

内容

地域の公民館等で開催されているサロン活動や行政区の行事に参加するための送迎など、地域の助け合いを推進するための送迎用車両を貸し出します。

対象者

行政区及びボランティア団体

貸出車両

ワンボックスカー 8人乗り…福祉課高齢者支援係
ワンボックスカー 10人乗り…広川町社会福祉協議会

利用料

無料

問い合わせ先

福祉課 高齢者支援係 (☎ 0943 - 32 - 1113)
広川町社会福祉協議会 (☎ 0943 - 32 - 3768)



見守りネットふくおか

内容

福岡県では、ひとり暮らしの高齢者などが地域で安心して生活できるよう、県内の事業者と協定を締結し、事業者がひとり暮らしの高齢者などの異変を察知した場合に、市町村へ通報する活動「見守りネットふくおか」に取り組んでいます。広川町では下記の事業所等と協定を結び取り組んでいます。

協定事業所等

- | | |
|----------------------|------------------|
| ○ 広川郵便局 | ○ エフコープ |
| ○ 上広川郵便局 | ○ グリーンコープ |
| ○ 広川町を担当する新聞販売店 | ○ セブンーイレブン |
| ○ 九州電力 | ○ 損保ジャパン日本興亜株式会社 |
| ○ 日本生命保険相互会社 | ○ 東京海上日動火災保険株式会社 |
| ○ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | ○ 三井住友海上火災保険株式会社 |
| ○ 明治安田生命保険相互会社 | ○ 福岡ＬＰガス協会 |
| ○ 久留米ヤクルト株式会社 | ○ 総合警備保障株式会社 |

運転免許証自主返納支援

内容

高齢者の運転による交通事故の抑制を図るため、運転免許証の自主返納を支援します。有効期間内にある運転免許証を自主返納した人にはタクシーの利用券２万円分を交付します。利用できるタクシーは「広川ふれあいタクシー」と「福岡県筑後地区タクシー協会加盟のタクシー事業者」です。

（公安委員会発行の運転免許証取消通知書 または 運転経歴証明書が必要となります。）

※「福岡県筑後地区タクシー協会」に加盟しているタクシー事業者については、下記へお問い合わせください。

対象者

- ① 70歳以上で自主返納した人
- ② 70歳未満で自主返納した人で、町長が自主返納が相当と認める人

問い合わせ先

自治防災課 安全安心係（☎ 0943 - 32 - 1807）

◎介護保険に関すること◎

介護保険・日常生活支援総合事業・介護予防

申請手続き

申請時に必要な物

(サービスを受ける人)

- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 個人番号が確認できるもの
(マイナンバーカードなど)
- ・ その他身分を証明できるもの
(健康保険証など)

(申請者・窓口に行く人)

- ・ 身分証明書

利用までの流れ

65歳以上の人



サービス利用希望者は福祉課高齢者支援係で申請手続きを行います。
※窓口で聞き取りをします。

要介護（要支援）認定を受けます

介護保険認定をお持ちの方は介護保険のサービスを原則1割（2～3割）で受けることができます。

要介護
1～5の人

要支援
1・2の人

介護認定
非該当

介護保険の介護給付
によるサービスが利用
できます。

地域包括支援センターなどによる
ケアプランの作成

総 合 事 業

介護保険予防給付

介護保険の予防給付による
サービスが利用できます。

- ・ 訪問看護 P20
- ・ 福祉用具 P23
- ・ 通所リハビリテーション
(デイケア) P22 など

要支援1・2の人

介護予防・生活支援サービスが
利用できます。

- ・ 訪問介護（ホームヘルプ） P21
- ・ 通所介護（デイサービス） P22

65歳以上のすべての人

一般介護予防事業のサービスが利用
できます。

- ・ 配食サービス P 3
- ・ ※生活管理指導員派遣
(ヘルパー) P 3
- ・ 貯筋体操教室 P 11
- ・ 水曜にこにこ教室 P 11
- ・ 笑顔キラキラ教室 P 12
- ・ ※いきいき元気教室 P 13

※要介護認定を受けていない人

在宅サービス

○利用者が可能な限り在宅で自立した日常生活を送ることができるよう支援するサービスです。

【介護の相談・ケアプラン作成】

ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じ、ケアプランを作成します。そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

介護保険のサービスを利用する際は、ケアマネジャー等に相談しサービスを受けてください。

広川町地域包括支援センター

支

介護保険の要支援認定者に対し、ケアプラン作成を行います。

<要支援認定>

事業所名	住所	電話番号
広川町 地域包括支援センター	新代 1804-1 (広川町役場福祉課内)	0943 - 32 - 1952

※介護度の重度化予防や自立した生活が送られるよう支援します。

居宅介護支援（ケアマネジメント）

介

介護保険の要介護認定者に対し、居宅の介護支援事業所がケアプラン作成を行います。

<要介護認定>

事業所名	住所	電話番号
姫野病院 居宅介護支援センター	新代 2316	0943 - 32 - 6117
社会福祉法人 広川町社会福祉協議会 (R9.2.28まで)	新代 2165 - 1	0943 - 32 - 7070
柳育福社会 ケアプランセンター	六田 348 - 1	0943 - 23 - 5015

19 ページ ~ 26 ページ サービス利用要件

介

要介護認定

支

要支援認定

密

地域密着型サービス

※原則として、広川町に3ヶ月以上住民票があり、介護保険の要介護（要支援）認定を受けた人が地域密着型の施設を利用できます。

【自宅に訪問】

訪問看護

介

支

看護師などが、主治医の指示に基づき療養上の支援や診療の補助を行います。

事業所名	住所	電話番号
訪問看護ステーションひめの	新代 2316	0943 - 32 - 8004
広川病院 訪問看護ステーションひろかわ	新代 930	0943 - 24 - 8255
愛の手訪問看護ステーション	新代 1348 - 11 広川ゆのそアパート204号	0943 - 24 - 8751
ホームホスピス あいのさと	吉常 595 - 12	0943 - 24 - 8662

※医療保険で利用する場合は介護認定の必要はありません。

訪問リハビリテーション

介

支

理学療法士、作業療法士などが、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けた訓練を行います。

事業所名	住所	電話番号
舞風台 訪問リハビリテーション	水原 1498	0943 - 32 - 0333

訪問入浴介護

介

支

看護職員と介護職員が、持参した浴槽によって入浴の介護を行います。

事業所名	住所	電話番号
訪問入浴 ひめの	新代 2316	0943 - 24 - 8144



訪問介護（ホームヘルプ）

介

支

訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）を行います。

※訪問介護の「通院等乗降介助」（介護タクシー）は要介護Ⅰ以上の人で介護サービスを認められるケースに限ります。ケアマネジャーに相談ください。

事業所名	住所	電話番号
訪問介護 舞風台	水原 1498 - 11	0943 - 33 - 1010
訪問介護 ひめの	新代 2316	0943 - 32 - 7114
合同会社きずな ヘルパーステーションてとて	新代 1170 - 1 広川サトウルナリア A 106	070 - 5402 - 1350
ホームホスピス あいのさと	吉常 595 - 12	0943 - 24 - 8662

【施設に通う】

通所介護（デイサービス）

施設に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上訓練や口腔機能向上訓練などのサービスを受けることができます。

介

支

事業所名	住所	電話番号
デイサービス 舞風台	水原 1498 - 11	0943 - 33 - 1015
デイサービスステーション ぶどうの木	吉常 723 - 4	0943 - 24 - 9357
デイサービスセンター 長峰の丘	六田 351 - 8	0943 - 23 - 6650
若久 デイサービスセンター	新代 1389 - 128	0943 - 32 - 3583
彌栄苑 デイサービスセンター	新代 1432 - 1	0943 - 32 - 5630
社会福祉法人 広川町社会福祉協議会 (R9.2.28まで)	新代 2165 - 1	0943 - 32 - 7072
広川デイサービス ほっと	日吉 1250 - 1	0943 - 22 - 8213
デイサービス こもれびの家	一條 1065 - 7	0942 - 53 - 5511

介

デイサービス つどいの場	新代 1811 - 2	0943 - 22 - 8319
-----------------	-------------	------------------

通所リハビリテーション（デイケア）

介

支

施設（老人保健施設、病院、診療所など）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能や口腔機能向上のため専門職の訓練を受けることができます。

事業所名	住所	電話番号
介護老人保健施設 舞風台	水原 1498	0943 - 32 - 0333
姫野病院 通所リハビリテーションセンター	新代 2316	0943 - 24 - 8288
馬場病院 通所リハビリテーション	新代 1389 - 409	0943 - 32 - 6262

【福祉用具を使う】

福祉用具を利用することで日常生活上の便宜を図り、家族の介護負担の軽減などを目的として実施されます。

福祉用具貸与

介

支

車いすや介護ベットや歩行器など、介護保険適用の対象となる福祉用具をレンタルできます。
※要支援認定の人は種類によって貸与できない場合がありますので、地域包括支援センターにお問い合わせ下さい。



特定福祉用具購入

介

支

シャワーチェアやポータブルトイレなど、入浴や排泄をサポートする福祉用具が購入できます。

【住宅を改修する】

住宅改修

介

支

※事前申請が必要です。

住み慣れた自宅で安全に自立した暮らしを続けるため、手すりの取り付けや段差解消などの、小規模な住宅改修の助成があります。改修費用に対し、20万円を上限に費用が支給されます。

【短期間の宿泊】

ショートステイ

介

支

短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に短期間入所し、入浴や食事などの日常生活の支援を受けることができます。

事業所名	住所	電話番号
特別養護老人ホーム 彌栄苑	新代 1432 - 1	0943 - 32 - 4384
若久短期入所生活介護	新代 1389 - 8	0943 - 32 - 7821
特別養護老人ホーム ゆめ広川ショートステイ	広川 2567 - 1	0942 - 53 - 3008

短期入所療養介護

介護老人保健施設に短期間入所して、日常生活の支援や医療上の支援を受けることができます。

事業所名	住所	電話番号
介護老人保健施設 舞風台	水原 1498	0943 - 32 - 0333
介護老人保健施設 舞風台 ユニットケア棟	水原 1498	0943 - 32 - 0333

※ショートステイの連続利用日数は30日までです。

◎施設に関すること◎

介護保険入所施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介

入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の介護が提供される施設です。
※新規入所は、原則として要介護3以上の人です。

事業所名	住所	電話番号
特別養護老人ホーム 彌栄苑	新代 1432 - 1	0943 - 32 - 4384
ユニット型特別養護老人ホーム 彌栄苑	新代 1432 - 14	0943 - 24 - 8800
若久シニアビレッジ	新代 1389 - 8	0943 - 32 - 2121
特別養護老人ホーム ゆめ広川	広川 2567 - 1	0942 - 53 - 3008

介護老人保健施設（老人保健施設）

介

病状が安定し、入院治療の必要がなく、食事、入浴、排せつなどの日常生活介護の支援やリハビリテーションを受け、自宅に戻ることを目標とした施設です。

短期間での利用を通常としており、入所期間は原則3ヶ月間とされています。
※要介護1～要介護5の人が入所できます。

事業所名	住所	電話番号
介護老人保健施設 舞風台	水原 1498	0943 - 32 - 0333
介護老人保健施設 舞風台 ユニットケア棟	水原 1498	0943 - 32 - 0333

～介護保険負担限度額認定～

所得が低い人の施設利用が困難とならないように、申請により介護保険入所施設やショートステイを利用する人の食事・居住費の助成を行います。

対象者（次の要件①②を満たしている人）

- ①本人及び世帯全員が住民税非課税（非課税世帯）
- ②預貯金額等の基準額を超えない人
（基準額は年金やその他合計所得金額で変わります）

※詳しくは福祉課高齢者支援係にお尋ねください。

その他入居施設

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介

密

支

認知症の人が入所し、少人数で家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスが提供される施設です。

※要支援2～要介護5の人が入居できます。

事業所名	住所	電話番号
グループホーム フォセット広川	長延 630 - 1	0943 - 32 - 8052
グループホーム 銀杏の木	長延 630 - 2	0943 - 32 - 8050
若久 グループホーム	新代 1389 - 117	0943 - 32 - 9060
グループホーム かすりの里	広川 1263-3	0942 - 42 - 1165

軽費老人ホーム

基本的に個室で、食事や入浴の設備が整い、自立した生活を送ることができます。介護や介助などのサービスの提供はありません。

※入居要件やサービス、支援内容は異なりますので、施設にお問い合わせください。

事業所名	住所	電話番号
社会福祉法人 柳育福社会 軽費老人ホーム 鐘の鳴る丘	六田 348 - 1	0943 - 23 - 5001

サービス付き高齢者向け住宅

高齢单身・夫婦のみ世帯向けの賃貸住宅で、居室の広さや設備、バリアフリー構造といった設備面の条件を備えた住宅で、安否確認や生活相談サービスなどが受けられます。

※入居要件やサービス、支援内容は異なりますので、施設にお問い合わせください。

施設名	住所	電話番号
サービス付き高齢者向け住宅 舞風台	水原 1498 - 11	0943 - 33 - 1010
サービス付き高齢者向け住宅 ひろかわの家 清楽茶屋	日吉 1250 - 1	0943 - 22 - 8215
サービス付き高齢者向け住宅 若久シニアマンション	新代 1389 - 8	0943 - 32 - 2123

有料老人ホーム

「介護付」「住宅型」「健康型」の３種類ありますが、広川町には「住宅型」があります。デイサービスや訪問介護などを利用し、入浴・排せつ・食事の提供や食事の介助など、日常生活に必要なサービスを受けられます。

※入居要件やサービス、支援内容は異なりますので、施設にお問い合わせください。

事業所名	住所	電話番号
ケアビレッジノア	吉常 723 - 4	0943 - 24 - 9357
有料老人ホーム 姫野タワー棟	新代 2316	0943 - 24 - 8222
有料老人ホーム 歌楽楽（うらら）	新代 2203	0943 - 24 - 8133
ナーシングホーム奏	新代 2316	0943 - 24 - 8733

ホームホスピス

病気や障がいをはじめ、さまざまな理由によりご自宅での生活を続けることが困難な方々が、見守りとケアを受けながら、自宅と同じような生活ができる施設です。

※入居要件やサービス、支援内容は異なりますので、施設にお問い合わせください。

事業所名	住所	電話番号
ホームホスピス あいのさと	吉常 595 - 12	0943 - 24 - 8662

１９ページ～２６ページに紹介している事業所や施設は町内のみを掲載しています。
サービスについては町外の事業所や施設も利用できます。
(ただし、地域密着型サービスは、原則としてお住まいの市町村でのみ利用できます)

◎医療施設一覧◎

病院・医院

医院名	住所	電話番号
医療法人合原会 合原医院	長延 608 - 2	0943 - 32 - 0120
ちぢわ耳鼻咽喉科	久泉 527 - 2	0943 - 32 - 0144
医療法人八女発心会 姫野病院	新代 2316	0943 - 32 - 3611
みやた眼科	新代 1951 - 5	0943 - 32 - 6888
蒲池医院	新代 1720 - 1	0943 - 32 - 0357
医療法人 國崎内科医院	新代 737	0943 - 32 - 0003
五反田医院	新代 638 - 1	0943 - 32 - 0036
医療法人 広川病院	新代 930	0943 - 32 - 2001
吉山内科整形外科	新代 1432 - 14	0943 - 32 - 4381
医療法人泰久会 横田病院	新代 1428 - 94	0943 - 32 - 1115
ひろかわ腎クリニック	新代 1330 - 1	0943 - 30 - 8001
江本ニーアンドスポーツ クリニック	新代 1332 - 1	0943 - 32 - 1213
医療法人繁桜会 馬場病院	新代 1389 - 409	0943 - 32 - 3511
久英会クリニック	新代 1389 - 128	0943 - 32 - 8170
下広川内科医院	広川 2119	0942 - 52 - 3883
みたに泌尿器科クリニック	新代726 - 3	0943 - 24 - 8646

訪問看護

事業所名	住所	電話番号
訪問看護ステーションひめの	新代 2316	0943 - 32 - 8004
広川病院 訪問看護ステーションひろかわ	新代 930	0943 - 24 - 8255
愛の手訪問看護ステーション	新代 1348 - 11 広川ゆのそアパート204号	0943 - 24 - 8751
ホームホスピス あいのさと	吉常 595 - 12	0943 - 24 - 8662

歯科医院

医院名	住所	電話番号
はら歯科クリニック	吉常 357 - 1	0943 - 24 - 8363
姫野歯科医院	六田 282	0943 - 32 - 0155
もりみつ歯科・こども歯科	長延 1029 - 1	0943 - 31 - 1000
あららぎ歯科医院	久泉 605 - 5	0943 - 32 - 4846
はまさき歯科クリニック	川上 586 - 1	0943 - 32 - 7800
医療法人立山 立山歯科医院	新代 2352	0943 - 32 - 5882
久保田歯科口腔外科医院	新代 623 - 3	0943 - 32 - 0216
いなとみ歯科クリニック	新代 1389 - 588	0943 - 32 - 5123
いまやま歯科	新代 1535 - 1	0943 - 32 - 7020
こやま歯科医院	広川 144 - 5	0943 - 33 - 4618
やました歯科医院	広川 1349 - 8	0942 - 52 - 3819

薬 局

医院名	住所	電話番号
鮫島薬局	長延 609 - 9	0943 - 32 - 6348
西川薬局 広川店	久泉 527 - 5	0943 - 32 - 1003
クライス薬局 広川店	新代 1951 - 1	0943 - 32 - 5221
クローバー薬局	新代 2341 - 1	0943 - 22 - 8901
くるみ調剤薬局	新代 1721 - 8	0943 - 32 - 5820
川瀬調剤薬局	新代 602 - 5	0943 - 32 - 5535
宮原調剤薬局	新代 1432 - 19	0943 - 32 - 1055
にいしろ調剤薬局	新代 1389 - 281	0943 - 32 - 0947
エーデルワイス Pharmacy	新代 1332 - 64	0943 - 32 - 7227
そうごう薬局 広川店	新代 1389 - 2	0943 - 32 - 6431
クレア薬局 広川店	新代 726 - 4	0943 - 32 - 0908

高齢者のための 「聞こえのセルフチェック」

あなたの聞こえは大丈夫ですか？

聴力は年齢とともに衰え、60代後半では3人に1人が加齢性の難聴とも言われています。聴力の低下はゆっくりと進むため、自分では自覚がない方もいます。難聴は、認知症の危険因子の1つとも言われ、早めに発見することで、聞こえを改善することができます。

まずは、自分の聞こえの状態をチェックしてみましょう

- ☐ 会話をしているときに聞き返すことがよくある。
- ☐ 後ろから呼びかけられると気づかないことがある。
- ☐ 聞き間違いが多い。
- ☐ 話し声が大きいと言われる。
- ☐ 見えないところからの車の接近に気づかない。
- ☐ 電子レンジの「チン」という音やドアのチャイムの音が聞こえにくい。
- ☐ 耳鳴りがある。



- 0個 現在の聞こえに問題はなさそうです。少しでも聞こえに不調がある場合には、聴力検査を受けてみましょう。
- 1～2個 実生活でお困りのことがあれば耳鼻咽喉科を受診しましょう。
- 3～4個 耳鼻咽喉科で相談してみましょう。
- 5個以上 早めに耳鼻咽喉科を受診することをお勧めします。

※参考：一般社団法人日本補聴器販売店協会HPより

難聴（聞こえにくさ）をほうっておくと…

家族や友人との
コミュニケーションが
うまくいかなくなる

車の音などに気がつかず、
外出時に危険も

テレビや映画の音が
聞き取りにくくなる

人と話すのがおっくうになり、
社会との関わりが
減ったりすることも

